

6級	規則	参事、部次長及び課長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	75	14.2	参事	2	75	14.2	課長級
		1 参事の職務			消防本部次長	1			
		2 消防本部次長の職務			課長	25			
		3 課、室、所、館、場及びセンターの長の職務			室長	4			
		4 消防署の署長の職務			所長	2			
		5 選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員の事務局の長の職務			館長	1			
		6 部次長の職務(教育次長の職務代理者の職務を含む。)			浄水場長	1			
		7 福祉事務所次長の職務			センター長	2			
		8 議会事務局次長の職務			消防署長	2			
		9 市民病院事務局次長の職務			事務局長	2			
		10 主幹の職務			部次長	5			
11 教育委員会の主任指導主事の職務	事務局次長	1							
		主幹	23						
		主任指導主事	4						
		計	75						
7級	規則	理事及び部長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	12	2.3	危機管理監	1	12	2.3	部長級
		1 理事の職務			部長	7			
		2 危機管理監の職務			会計管理者	1			
		3 部長の職務			消防長	1			
		4 会計管理者の職務			議会事務局長	1			
		5 福祉事務所長の職務			教育部長	1			
		6 消防長の職務			計	12			
		7 議会事務局長の職務							
		8 教育次長の職務							
9 市民病院事務局長の職務									
合 計			530	100					

② 医療職給料表(1)

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人	%	内訳		職制上の段階		
				職名	人	人	%	段階
1級	臨床研修医及び臨床研修歯科医師の職務	0	0					
2級	副医長、診療部の医師及び歯科医師の職務	14	25.5	診療部の医師	14	14	25.5	一般級
				計	14			
3級	医長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	22	40	医長	12	22	40	係長級
	規則			2 相当な経験を必要とする業務を行う副医長の職務	副医長			
4級	診療部長、診療技術部長、地域医療部長、健診センター長及び循環器センター長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	14	25.5	診療部長	14	14	25.5	課長級
	規則			1 診療部長、診療技術部長、地域医療部長、健診センター長及び循環器センター長の職務	副診療部長			
5級	院長及び副院長の職務	5	5.8	院長	0	5	5.8	部長級
				院長代理	1			
合 計		55	96.8					

③ 医療職給料表（2）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	人	%	内訳		職制上の段階		
				職名	人	人	%	段階
1級	マッサージ師の職務	0	0					
2級	薬剤師、診療技術部の技師、栄養管理士、理学療法士、言語聴覚士、歯科技工士及び臨床工学技士の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	16	21.1	薬剤師	3	16	21.1	一般級
	規則			放射線技師	1			
理学療法士		5						
言語聴覚士		2						
臨床工学技士		2						
作業療法士		1						
臨床検査技師		2						
計	16							
3級	診療技術部の指導員の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	20	26.3	指導員	20	46	60.5	係長級
	規則			計	20			
				1 診療技術部の指導員の職務 2 相当な技術と経験を必要とする業務を行う診療技術部の技師、栄養管理士、理学療法士、言語聴覚士、歯科技工士、臨床工学技士、作業療法士及びマッサージ師の職務 3 高度な技術と経験を必要とする業務を行うマッサージ師の職務				
4級	診療技術部の主任の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	26	34.2	主任	24			
	規則			指導員	2			
計		26						
5級	薬局次長及び副技師長の職務又はこれに相当するものとして規則で定める職務	8	10.5	主任	3	8	10.5	課長 補佐級
	規則			副技師長	5			
1 薬局次長及び副技師長の職務 2 高度な技術と経験を必要とする業務を行う主任の職務				副薬剤部長	0			
計			計	8				
6級	副診療技術部長、薬局長及び技師長の職務	6	7.9	技師長	6	6	7.9	課長級
	規則			計	6			
1 副診療技術部長の職務 2 薬局長及び技師長の職務								
合計		76	100					

④ 医療職給料表（3）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	人	%	内訳		職制上の段階		
				職名	人	人	%	段階
1級	准看護師の職務	0	0	准看護師	0			
2級	看護部の助産師及び看護師の職務又は これに相当するものとして規則で定める職務	75	40.5	助産師	9	126	68.1	一般級
	看護師			65				
規則	1 看護部の助産師及び看護師の職務	51	27.6	准看護師	1	51		
	2 相当な技術と経験を必要とする業務 を行う准看護師の職務			計	75			
3級	看護部の指導員の職務又はこれに相当する ものとして規則で定める職務	51	27.6	助産師	2	51		
	1 看護部の指導員の職務			看護師	49			
規則	2 相当な技術と経験を必要とする業務 を行う助産師及び看護師の職務	34	18.4	准看護師	0	34	18.4	係長級
	3 高度な技術と経験を必要とする業務 を行う准看護師の職務			計	34			
4級	主任看護師の職務又はこれに相当するもの として規則で定める職務	14	7.6	主任看護師	1	14	7.6	課長 補佐級
	1 主任看護師の職務			副看護師長	13			
規則	2 相当な技術と経験を必要とする業務 を行う指導員の職務	11	5.9	計	14	11	5.9	課長級
	3 高度な技術と経験を必要とする業務 を行う助産師及び看護師の職務							
5級	副看護師長の職務又はこれに相当するもの として規則で定める職務	11	5.9	看護部長	1	11	5.9	課長級
	1 副看護師長の職務			副看護部長	0			
規則	2 高度な技術と経験を必要とする業務 を行う主任看護師の職務	0	0	看護師長	10	0	0	部長級
	看護部長及び副看護部長の職務			計	11			
6級	看護部長、副看護部長、看護師長及び 地域医療連携室長の職務	0	0			0	0	
	1 看護部長及び副看護部長の職務							
規則	2 看護師長及び地域医療連携室長の職 務							
合 計		185	100					